

平成 27 年（行ウ）第 16 号
 怠る事実の違法確認等請求事件
 原告 光城 敏雄 外 4 名
 被告 大 東 市 長

平成 29 年 9 月 25 日

証 拠 申 出 書

大阪地方裁判所 第 7 民事部 合議 2 ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士 俵 正 市



(主任) 弁 護 士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は次のとおり証拠の申出をする。

記

第 1 人証の表示

1 証 人 入 江 智 子 (簡易呼出。主尋問 20 分)

〒 5 7 4 - 0 0 7 2

大東市深野 3 丁目 2 8 番 3 号 大東公民連携まちづくり事業株式会社内

第 2 証すべき事実

大東市建築営繕課は平成 26 年 4 月 21 日、建綜研から排煙区画以外のものは遡及適用範囲外との設計内訳書(乙 27)を受け取り、これを契約課に手交し、本件変更工事について連絡していないこと及び、契約課は同年 5 月 21 日の入札期日までに変更工事が発生するとは予測できず、入札期日を中止せず、また、落札業者を決定せざるを得なくなったこと。

第 3 尋問事項

別紙記載のとおり。

別紙

尋問事項書

証人 入江 智子

- 1 証人の経歴。
- 2 証人の職務について。
- 3 乙26の内容について。
- 4 その他、本件に関連する一切の事項。